

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第 48 号）

- 件 名 教職員課長の陳情説明に係る根拠資料等の非開示決定処分に対する異議申立て事案
- 開示請求年月日 平成 26 年 9 月 19 日
- 実施機関の決定日 平成 26 年 10 月 3 日
- 実施機関（担当課） 富山県教育委員会（教職員課）
- 決定内容 非開示決定（不存在）
- 非開示理由 請求に係る公文書を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成 26 年 10 月 14 日
- 異議申立ての内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 27 年 1 月 7 日
- 答申年月日 平成 28 年 3 月 11 日
- 争点 実施機関が公文書を不存在として非開示決定したことの妥当性
- 審査会の判断

### <結論>

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定については、開示請求の対象となる公文書を改めて特定し（開示請求書の補正の要請を含む。）、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）に基づいた対応を行うべきである。

### <理由>

#### 1 開示請求の内容及び異議申立ての趣旨について

異議申立人は、条例第 5 条の規定により実施機関に対し、次の公文書の開示請求を行った。「1. 平成 13 年に県教育委員会が●●高校から受け取っていた申言書の件で、本年 3 月 20 日、県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長は「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と答えた理由を示す資料及び県教委が同公文書類（申言書を含む）の提出を求めた、または受け入れについて各高等学校へ通知した文書。平成 13 年以降を対象。」

「2. 石黒教職員課長は同陳情説明で「人権侵害に当たらない」と言った根拠を示す資料。」

この開示請求に対し、実施機関は、教育警務委員会での課長説明の中に理由が説明し尽くされており根拠等を記載した公文書は存在しない、また県教育委員会から各高等学校へ申言書類の提出や受け入れを通知した文書も発出していないから当該公文書は存在しないとして、条例第 11 条第 2 項の規定により公文書の非開示決定を行ったところ、異議申立人は、次の理由から非開示処分はありえないと主張し、異議申立てを行った。

（1）公文書の開示請求の内容は、教壇を離れて、学校の外においても勤務状況の評価対象とみなす規定について各高等学校のみならず高教組との関係においても労働協約で同意が図られていなければならない。

- (2) 当該教諭に「指導改善研修」の制度に沿った再教育がほどこされるならば、文科省から県教委への通知や県教委から各高等学校長に対して制度を周知するための通知文書が存在するべきである。

## 2 本件非開示決定処分について

### (1) 開示請求に係る公文書の特定の妥当性について

審査会が見聞するに、異議申立人が開示請求していたと主張する公文書は、次のとおりである。

- ① 勤務時間外の通勤途上であっても勤務状況の評価対象になる規定、労働組合との労働協約などの公文書
- ② 「指導改善研修」の制度についての文部科学省から県教育委員会への通知や県教育委員会から各県立学校長に対して制度を周知するための通知文書
- ③ 平成26年3月20日の県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長が「人権侵害に当たらない」と発言している根拠を示す公文書

また、実施機関が特定した公文書は、次のとおりである。

- i 教育警務委員会での課長説明で「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と答えた理由を表示したもの
- ii 「申言書」のような文書の提出を指示又は受入れについての県教育委員会から各県立学校への通知文書
- iii 平成26年3月20日の県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長が「人権侵害に当たらない」と答えた理由が記載されたもの

したがって、当該公文書の存否は別にしても、異議申立人が開示請求した公文書と実施機関が開示請求書から特定した公文書には、上記③とiiiの公文書を除き、明らかに齟齬が生じている。

審査会における実施機関への意見聴取では、実施機関と開示請求者の間で特に開示請求の対象公文書の特定のための意思確認や補正の要請は行われていないということである。この結果、実施機関が特定した公文書は、異議申立人が開示請求していた公文書とは異なるものになったと考えられる。

### (2) 開示請求書の補正の要請について

前述のとおり、上記(1)③の公文書については、異議申立人が開示請求した公文書と実施機関の特定した公文書は一致しているが、審査会が教育警務委員会の会議録で当該課長の発言を確認したところ、その発言は「人権の問題とは関係のないものと考えておるところ」とされていた。これは、開示請求書の「人権侵害に当たらない」とは、異なるものであり、実施機関における開示請求書の内容確認と開示請求書の補正の要請が的確になされていないことがうかがわれるものであった。

開示請求時において、実施機関が異議申立人との間で請求内容の確認を行っていないことを鑑みれば、異議申立人が開示を求めた上記（１）③の公文書と実施機関が特定した上記（１）iiiの公文書が、結果的に一致したとしても、開示請求者に対する説明としては、必ずしも、適切な対応であったとは言えないものである。

### 3 本件処分の妥当性について

上記２（１）のとおり、実施機関が特定した公文書は、異議申立人が開示を求めている公文書とは異なるものであるから、実施機関は、異議申立人が開示を求めている上記２（１）①及び②に記載の公文書を改めて的確に特定したうえで条例に基づいた対応を行うべきである。

また、異議申立人が開示を求めている上記２（１）③に記載の公文書については、県議会の教育警務委員会で石黒課長は「人権侵害に当たらない」とは発言していないから、実施機関は異議申立人に対し開示請求書の補正を要請すべきであり、そのうえで公文書を改めて的確に特定したうえで条例に基づいた対応を行うべきである。

## ○審査会の開催経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月 7日	実施機関から諮問書を受理
平成27年 1月21日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 2月 5日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成27年 2月13日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成27年 6月 3日 (第135回審査会)	諮問事案の概要説明
平成27年 9月10日 (第136回審査会)	審議
平成27年10月19日 (第137回審査会)	異議申立人から意見を聴取 実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成27年11月26日 (第138回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成28年 1月22日 (第139回審査会)	審議
平成28年 3月11日 (第140回審査会)	審議及び答申

## 富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	元北日本新聞社監査役	第135回
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	第136回～
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。) 抜粋

(定義)

第2条 (略)

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(略)

(開示請求権)

- 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求の手続)

- 第6条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき(開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認めるときを含む。)は、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関の求めに応じて、開示請求に係る公文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。